

第3章 工事着手から完了までの手続き等

3.1 工事着手届等

- (1) 申請者（工事主）は、工事施行者に許可通知書を提示し、許可に付された条件及び設計図書を再確認した上で工事に着手してください。
- (2) 工事に着手する際は、工事着手届（様式 29 or 30）を1部、位置図と実施工程表を添付して提出してください。
- (3) 工事に着手する日から検査済証の交付を受ける日までの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可標識（様式 36）あるいは土石の堆積に関する工事の許可標識（様式 37）を工事現場の見やすい場所に設置しなければなりません。（法第 49 条）
- (4) 法第 21 条第 1 項の届出を行った工事主は、工事の完了の日までの間、届出工事標識（様式 38）を工事現場の見やすい場所に設置してください。（細則第 8 条第 1 項）

3.2 中間検査（法第 18 条、令第 23, 24 条、規則第 45 条）

中間検査が必要な工事規模や申請等については、表 3-1 の通りです。

表 3-1 中間検査の対象となる工事等

対象工程	検査を要する工事規模	申請書類	検査申請時期
盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を配置する場合	① 盛土で高さ 2 m 超の崖 ② 切土で高さ 5 m 超の崖 ③ (①②を除き) 盛土・切土を同時に行って高さ 5 m 超の崖 ④ (①③を除き) 盛土で高さ 5 m 超 ⑤ 切盛面積が 3000㎡ 超 (①～④を除く)	様式 17、検査対象が分かる平面図、検査対象の写真	排水施設設置完了から 4 日以内に左記必要書類を提出

表 3-1 に該当する排水施設の設置が完了した場合は 4 日以内に様式 17 を提出し、中間検査を必ず受けて下さい。中間検査申請書に検査の対象が分かる平面図を合わせて提出してください。書類審査の結果、支障がなければ現地検査を行います。検査の結果、法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めた場合は、中間検査合格証を交付します。交付を受けるまではその後の工事（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋め戻す工事）をすることができません。ただし、排水施設の設置が広範囲で埋戻ししなければ非効率と認めた場合は、事前に協議を行った上で、ブロックや沢筋毎の段階確認を経ることで埋戻すことができます。この場合であっても埋戻しは最小限とし、全体の排水施設の設置が完了すれば上記期間内に中間検査を受けなければなりません。

3. 3 段階確認

中間検査以外に、現地における本市の段階確認が必要な工事は以下の通りです。また、段階確認を受けた場合であっても工事完了後は埋設されて、その実体を把握できなくなるような施設の工事については、工事写真等により施工状況等を記録してください。

表 3-2 段階確認の対象となる工事等

対象工程	検査を要する工事規模	申請書類	検査申請時期
擁壁等構造物工事等 (床付・配筋 その他)	規模要件なし (全ての工事において対象)	不要	検査を受ける日の 1週間程前までに 電話にて予約

- ・構造物の設計支持地盤面まで掘削・転圧を完了したとき。【床付状況】
- ・鉄筋を有する構造物（鉄筋コンクリート擁壁等）にあつては、配筋を完了（2度以上にわたって配筋を完了させる必要のある構造物の場合は、それぞれの完了した時点をいう。）したとき。【配筋状況】

{その他}

- ・急斜面の段切りを施工したとき【段切り状況】。
- ・表 3-2 に示す「検査を要する工事規模」未満の工事であつて、盛土内に暗渠排水管を敷設する場合【暗渠排水管の設置状況】
- ・地盤の支持力不足等により地盤の改良を行う場合、浅層改良にあつては改良底の地盤面まで掘削・転圧を完了したとき。【浅層改良】
- ・地盤の支持力不足等により地盤の改良を行う場合、柱状改良にあつては改良体の径及び間隔・本数【柱状改良】
- ・その他、工事完了時点で埋設されてしまう防災施設（地中堰堤）等の設計支持地盤まで掘削したとき【床付確認】及びその施設を施工したとき【設置状況】。

ただし、{その他} の段階確認は、写真による出来高検査・品質管理及び原位置試験等による技術管理試験結果によって段階確認に置き換えることができると認められた場合には、現地における確認を省略することができます。

3. 4 工事の変更（法第16条）

- (1) 宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、変更許可を受けなければなりません。

変更許可申請書（様式 3, 4）に、変更にかかる図書を「第 2 章 宅地造成に関する工事の許可申請手続き等（p 2-1～）」に準じて作成・添付し、提出してください。

国等にかかる協議の変更の場合は、変更協議申出書（様式 26, 28）により提出してください。

- (2) 宅地造成に関する工事の計画の変更が 2 回以上におよぶことが予想されるような場合で、事前に市長との協議を行った場合は、当該変更部分についての協議の成立をもって、変更に係る部分の工事を着手してもよいこととします。協議では概要等変更届（様式 31）

を提出し、市長の承認を得てください。ただし、工事完了までに変更許可を得なければいけません。詳しくは本市担当窓口で確認してください。

(3) 下記に掲げる軽微な変更があった場合は、工事の変更届出書（様式 32）を提出してください。

- ① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※ただし設計者については、当初及び変更後も資格を必要としない場合は、設計者自身の変更も軽微な変更と扱います。

3. 5 許可工事の廃止及び中断

許可工事を廃止しようとするときは、工事の廃止届（様式 24）を 1 部提出してください。ただし、工事着手後に廃止又は中断しようとするときには、防災上の措置を完了させ、本市担当窓口へ報告を行い、その指示を受けてください。

3. 6 工事完了前の建築行為

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた土地では、検査済証の交付を受けるまでは建築物を建築しないでください。

ただし、工事と並行して行うことが止むを得ないと認められる場合については、工事完了前の建築物の建築承認申請を行って、承認を受けた上で建築行為を行ってください。

表 3-3 建築承認申請図書作成要領

図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項	摘要
承認申請書	様式 5		正本に添付
承認通知書	様式 6		副本に添付
委任状		宅地造成又は特定盛土等に関する工事と建築工事が競合すること等を明確にすること。	
位置図			
平面図			
断面図			
建物の立面図			
工程表			
その他必要図書			

3. 7 定期報告（法第 19 条、令第 25 条、規則第 48～50 条）

以下の表を参照し、対象規模以上の工事を行う場合は着手日から 3 か月ごとに、様式 40 あるいは様式 41 に必要書類を添付し、報告を行ってください。

表 3-4 定期報告の対象規模

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成 又は 特定盛土等	① 盛土で高さ 2 m 超の崖 ② 切土で高さ 5 m 超の崖 ③ (①②を除き) 盛土・切土を同時に行って高さ 5 m 超の崖 ④ (①③を除き) 盛土で高さ 5 m 超 ⑤ 切盛面積が 3000㎡超 (①～④を除く)	報告時点における、切盛を行う土地及びその付近の状況、切盛の高さ、切盛を行う面積、盛土量、切土量、擁壁等に関する工事の施工状況	・様式 4 0 ・左記の状況がわかる写真、平面図等	工事着手日から 3ヶ月ごと	3か月経過日から起算して1週間以内
土石の堆積	① 堆積高さ 5m 超かつ面積 1,500㎡超 ② 堆積の面積 3,000㎡超	報告時点における、土石の堆積を行う土地及びその付近の状況、堆積高さ、堆積する面積、堆積土量、(2回目以降の報告時のみ) 前回から増減した堆積土量	・様式 4 1 ・左記の状況がわかる写真	工事着手日から 3ヶ月ごと	3か月経過日から起算して1週間以内

3. 8 工事進捗状況写真等

本市の担当員と連絡を密にして工事を進めるとともに、工事の進捗の状況（工程管理・施工管理・出来高管理の写真等）を記録しておいてください。

特に、構造物については施工中に寸法が確認できるように写真撮影を行い、工事完了検査申請の際に提出してください。

3. 9 構造物等の写真撮影に際しての注意事項

(1) 写真撮影の目的

完了検査時に現地で確認できない項目については、写真により合否を判定します。工事施工の進捗に応じて撮影した写真があり、かつその写真に信頼性がある場合、破壊又は掘り返し等の方法による確認検査は行いません。

(2) 写真撮影上の注意事項

- ① 構造物の種類、工事全体から見た構造物等の状況の明示を目的とするもの
 - ア 構造物等の設置前の状況（構造物の設置予定箇所に断面位置を赤色表示してください。）
 - イ 構造物等の完成後の状況

- ② 構造物等に関する断面寸法の明示を目的とするもの

下記のアからキまでの構造物等の寸法測定写真の撮影時には、すべて箱尺等の測定器具を当てて構造物等の位置、高さ及び寸法を明確に読み取ることが出来るようにするとともに、局所的な断面寸法とならないように注意し、標準として延長 20m ごとに（断面変化箇所はその都度）断面の測定を撮影してください。

 - ア 構造物等の基礎、構造及び床堀の状況
 - イ 構造物等の構造寸法及び埋戻し前の構造物完了状況（擁壁の場合は、全高及び根入れ長を撮影してください。）
 - ウ 石積擁壁工（裏込めコンクリートを含む。）及び透水層（栗石又は碎石）の状況（撮影方法は、基礎から高さ 1 m を増すごとにその断面の状況を撮影してください。）

- エ 鉄筋コンクリート構造物の配筋状況（寸法及び配筋完了状況、特に鉄筋コンクリート擁壁にあつては、底版、豎壁、控壁その他断面計算を行った箇所の寸法及び配筋完了状況を撮影してください。）
- オ 擁壁工の透水層（栗石又は砕石）及び水抜孔並びに吸い出し防止材の設置状況
- カ 法面工の整形及び保護状況並びに勾配状況
- キ 集水暗渠その他埋設構造物（擁壁等の裏込めを含む。）
- ク 竣工写真（許可工事の全体の状況が把握できるように撮影してください。）

(3) 写真整理等についての注意事項

- ① 写真は、撮影後、明確に撮影されていることを確認しておいてください。
- ② 各写真については、照合番号及び説明事項を写真台帳に記入してください。
なお、写真中に数字等を書き込む場合は、朱書きしてください。
- ③ 検査員又は担当職員に写真の提出を求められた場合には、ただちに説明できるように整理しておいてください。
- ④写真とともに位置図、擁壁構造図等の一式も添付してください。

3. 10 工事完了の検査（法第17条第1、2項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了した場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（様式15）を提出し、検査を受けてください。工事完了検査申請書には、工事写真（技術管理試験書類等も求める場合があります。）のほか、位置図及び造成計画平面図等、許可内容を確認するために必要な書類を添付してください。工事許可後の相互確認時に説明を行います。

検査の結果、工事が許可の内容に適合していると認めた場合は、宅地造成等に関する工事の検査済証を交付します。

3. 11 完了確認（法第17条第4、5項）

堆積していた土石の除却が全て完了した場合は、「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式16）を提出し、確認を受けてください。

確認の結果、土石が全て除却されたと認めた場合は、土石の堆積に関する工事の確認済証を交付します。

3. 12 その他の注意事項

(1) 防災工事

工事中の防災計画について変更がある場合又は問題があると思われる場合は、その都度、本市担当窓口と緊密な連絡をとって、万全を期してください。

(2) 相隣関係

宅地造成に伴う流末処理、道路使用、隣地施設との近接施工等の相隣関係に関する問題は、工事着手前に必ず解決しておいてください。

(3) 工事施工中の注意事項

工事等において、許可なく道路法上の道路その他の公共施設を使用することは禁じられています。

